

千葉県告示第336号

道路の区域の変更

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更します。

その関係図面は、千葉県建設局土木部路政課において、平成31年4月5日から2週間一般の縦覧に供します。

平成31年4月5日

千葉市長 熊谷俊人

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名及び道路の区域

路線名	変更の区間	変更の前後別	敷地の幅員(m)	延長(m)
横戸町6号線	花見川区横戸町1127番7から 花見川区横戸町1130番1まで	前	2.87～2.94	16.8
	花見川区横戸町1127番7から 花見川区横戸町1130番1まで	後	2.92～2.94	8.8
横戸町8号線	花見川区横戸町1263番1から 花見川区横戸町1262番1まで	前	3.60～6.06	439.5
	花見川区横戸町1263番1から 花見川区横戸町1262番1まで	後	3.60～6.06	438.8